

長尾の歴史～(11) 明治時代

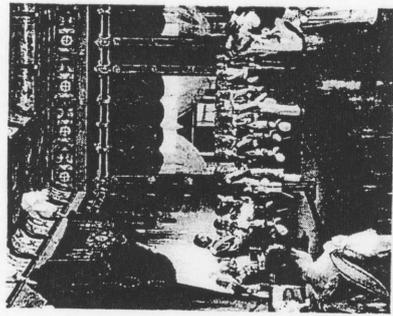
□ 明治とはどんな時代？

○ 明治を「象徴」するもの → 「大日本帝国憲法」

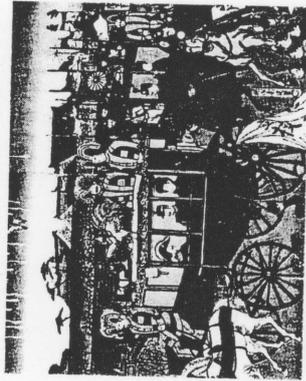
【大日本帝国憲法】 大日本帝国憲法は、天皇にきわめて大きな権限をあたえた。「天皇が主権者として立法・行政・司法および軍事のすべての権限をにぎるよう定めた。」しかし、それらは「天皇の判断だけではなく、憲法のきまりにしたが、それぞれ国会・各大臣・裁判所・陸海軍の助けをえて行使されるように定められていた。」また憲法は、臣民(国民)に対しては、兵役や納税を義務づけるいっぽう、「身体・財産・信教の自由や言論・集会・結社などの権利を法律の範囲内という条件で認めた。」

こうして天皇を中心に、国民の声も取り入れる国家のしくみができた。おなじころ、そのほかの制度や民法などの法律もととのえられた。

←? なぜ「国民の声を取り入れる」必要があったのか → 明治憲法成立史 (次のページへ)



【図1】 憲法発布式典 明治天皇が総理大臣黒田清隆に憲法を授けている。(東京都聖徳記念絵画館蔵)



【図2】 憲法発布の日 憲法発布式典のち皇居前を通る天皇の行列。あるドイツ人はこの数日前の日記に「東京全市は、11日の憲法発布をひかえてその準備のため、言語に絶した躍ぎを演じている。いたるところ、奉節門、照明、行列の計画。だが、こつけないことには、たれも憲法の内容をごらんしないのだ」と記した。

大日本帝国憲法 (抜き書き)

1889(明治22)年2月11日発布

第31条 本章二掲ケタル条規ハ戦時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨ケルコトナシ

第1章 天皇

第1条 大日本帝國ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第4条 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ

第5条 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

第8条 ①天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避ケル爲メ緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス

第9条 天皇ハ法律ヲ執行スル爲メニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲メニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発シシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第2章 臣民權利義務

第20条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第21条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス

第22条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス

第27条 ①日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サレルコトナシ

第28条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第29条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス

第3章 帝國議會

第34条 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第35条 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第4章 國務大臣及樞密顧問

第55条 ①國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

第5章 司法

第57条 ①司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

第6章 會計

第64条 ①國家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

第7章 補則

第73条 ①將來此ノ憲法ノ案項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅諭ヲ以テ議會ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

②此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員3分ノ2以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員3分ノ2以上ノ多数ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

2 明治憲法成立史 ~ 明治維新と自由民権運動 ~

○ 1867. 12. 9 王政復古の大号令

○ 1868. 1. 3 鳥羽伏見の戦

(戊辰戦争=倒幕、内戦)

○ 1869. 5. 18

○ 1870.

○ 1871 7. 14 廢藩置県

○ 1872

7. 4. 地租改正
8. 3 学制の制定

11. 28 徴兵令

3. 14 五ヶ条の誓文
12. 5 小學校設置
12. 25 電信設置 (暫一様法)
9. 19 平民の名字と名字の許可
1. 24 郵便 (東京一大阪)
8. 9 散髪、剃刀の許可
華士族平民の結婚許可
2. 15 土地売買の解禁
7. 1 全国に郵便
9. 13 新橋横浜内倉込

○ 1877. 1. 4 地租を100分の2.5に軽減 → [

2. 15 西南戦争 (=鹿児島士族の反乱) → [

9. 24

○ 1878. 9. (M. 11) 大隈の愛国社再興大会

○ 1879. 11 愛国社第3回大会 国会開設の決議

○ 1880. 3 愛国社、社名を国会期成同盟改称

○ 1881. 10. 12. (M. 14) 国会開設 → M23年 (1890年) 憲法制定と決定

10. 29 自由党結成

○ 1882. 3. 14 立憲政建党結成

5大綱令

1. 国会開設
2. 地租軽減
3. 条約改正
4. 憲法制定
5. 地方自治

井田文三「神奈川県治論」

1853. 7. 11 出生
 1874. 21才才
 長尾村他3ヶ村戸長

1876. 4. 17
 (23才)
 戸長辞職

1881. 12. 24 (28才)
 橘野建設に入る

1882. 5. 2 (29才)
 局書記辞職
 5. 30 (30才)
 神奈川県心算吏当選
 (1ヶ月後任期満了退任)

1897. 同議事録 (45才)
 1897. 5 } 同立本村戸長
 1912. 12 } (59才)

1936. 11. 14 死去 (83才)
 (8. 11)

民権運動

鈴木 孫 悼辞

彼は、その「神奈川県治論」でつぎのごとくいう。
 夫レ一國ヲ経緯シ一県ヲ調理スルモ、其政事ヲ施行スルニ至テハ、則チ慎スンバ有ル可カラサルヤ一ナリ、人民ヲ擇ンテ登用シ民情ニ因テ制御ノ策ヲ建テ、時宜ニ從ヒ取捨施設スルノ術ニ於テ豈ニ方図ヲ異ニシ可ランヤ、是ヲ以テ之ヲ觀スレハ、僅ニ一地方ノ県治ト雖モ決シテ輕視ス可カラサル也
 聞ク、我が神奈川縣ハ町村代議人ヲ廢シテ總代人ヲ更撰シ、更ニ村吏区戸長ヲ沙汰シ、大ニ地方區畫ヲ改正スルノ策アラント、夫レ地方ノ區畫タルヤ固ヨリ輕易

地域で学習ナール結成!
 山根喜平, 新井市左エ門, 鈴木 他.
 井田路三郎, 城下丁乾治

秋風颯々晚秋ノ候トナリス、哀ノ哉此時井田文三君遠逝セラレ給ヒス、君名ハ道敷字ノ士徳園ト号セリ、資性剛健大度アリテ果斷ニ奮ミ、人ト交ルニ畛域ヲ設ケス有為ノ材ナリ、君ハ本村ノ戸長村長ノ職ニ在リテ治ノ改良發達ニ努セララルコト数十年、此間高等小學校ノ開設等教育方面ヲ始メトシ道路ヲ改修シテ交通ノ利便ヲ計ル等其功績蓋シ少ナカラザル也、県會議員ニ挙ラルルヤ時恰モ自由党ノ勢力全盛ニシテ、県政上ニ偏頗横暴ノ行為ヲ逞フスルニ際シタルモ、孤軍奮闘能ク侃々ノ言論ヲ張リて県治ノ改良發達ヲ図ラレタルコト是亦十数年、後チ郡農会長、稲毛川崎ニテ領用水組合議員、常設委員等長期在職セラレ、其功勞モ亦偉大ナリト云フベシ、君ハ漢学ニ通シ、晩年ハ又徘徊二親、悠々自適セラレ、予君ト交友六十余年始ント兄弟ノ如シ、時ニ意見相区シ論争セルコトアルモ敢ニ固執セズ、

日ナラスシテ互ニ光風霽月此ノ暗影ヲ遺サス、近年ニ三ノ老友ト共ニ春ハ桜花ニ秋ハ菊花ヲ各地ニ賞觀シテ一夕ノ小酌ヲ催シ、以テ互ニ老境ノ怡樂トセリ、既ニ今年モ看菊ノ小酌ヲ約セシモ、君忽焉トシテ永キ眠ニ就キ給ヒヌ、痛惜ニ禁ヘザル也、茲ニ靈柩ニ對シ敬シテ一片ノ無辞ヲ捧ゲ弔辭トス

文三	井田文三
神奈川縣治論	神奈川縣治論
橘野建設	橘野建設
局書記	局書記
神奈川県心算吏	神奈川県心算吏
同立本村戸長	同立本村戸長
同議事録	同議事録
山根喜平	山根喜平
新井市左エ門	新井市左エ門
鈴木	鈴木
井田路三郎	井田路三郎
城下丁乾治	城下丁乾治

井田文三の「神奈川縣治論」

倉卒ニ為ス可カラス、我カ地方ノ如キ置県以降區畫ヲ變スル愛ニ三次、稱呼ヲ易フル將ニ四次ナラントス、亦以テ村吏ヲ除免スル其ノ幾回ナルヲ推シテ知ルヘシ、而シテ其更撰上ニ於テ果シテ如何ナル結果アリヤ問ヘハ、但役名ヲ異ニシ人員ヲ加減スルマテニテ、功績ノ有無民實ノ多寡ニ至テハ未タ著シキ功績ヲ視ス、只民間ニ軋蹙圧縮ノ県治轉站一秋ノ吏員、何ノ信スルニ足ラサルノ談柄ヲ貽スノミ抑モ地方區畫シ村吏ヲ除免スルモ、亦一事一務ノ為メニ數々ス可カラス、况ヤ県官任免ニ因

テ變更スルノ理アラシヤ、然ルニ既往ヲ回顧スレハ、一事ノ便利ニ就テ區畫ヲ改正シ、一務ノ都合ニ因テ村吏ヲ除免シ、甚シキハ県官ノ任免從テ變更ヲ為スニ至レリ、是レ已ムヲ得サルニモセヨ、決シテ県治ノ宜シキヲ得タルモノト謂フ可カラス、蓋シ我輩ハ今日區

畫ヲ改正シ村吏ヲ除免スルヲ敢テ不可トスルニ非ス、惟更正スルトコロノ區畫方適度ヲ得テ之ヲ永遠ニ存ス可ク、村吏ノ任用モ昨置今除ノ刺リナキヲ欲スルナリ、然ルトキハ県治ノ確定ナルヲ下民モ認得シ、以テ信ヲ置クニ足レリトシ、隨テ人情着實事蹟精詳ニ至リ、以テ人文進歩ノ道ヲ得ントス

然リ而シテ地方ノ區畫ヲ為スハ、県令ノ專決有司ノ独見ニ出テ能ク施行シ得ル所ニアラス、必ス申襲シテ其許可ヲ得テ改正變更スルニ在リ、夫レ之ヲ指令ニル者地方ノ形勢民情ノ安否ヲ垂問セズ、意ニ任セテ驟設驟解シ、敢テ其ノ便不便ヲ意トセサレハ、恐ラクハ人民ヲシテ苦惱ニ至ラシムル事有ラン、人民ヲ統帥シ國家ヲ保護スル職任アル者、幸ニ意ヲ此ニ留メヨ、一地方ノ県治固ヨリ輕視ス可カラサル者有ルナリ